

伊予市電気自動車等導入促進補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 13 日

伊予市告示第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、電気自動車、ミニカー及び電動バイク（以下これらを「電気自動車等」という。）を導入する者に対し、予算の範囲内で伊予市電気自動車等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない電気自動車のうち、検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの及び事業用自動車を除く。
- (2) ミニカー 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、型式認定を取得している 3 輪以上の原動機付自転車（道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車であって、伊予市税条例（平成 17 年伊予市条例第 72 号）第 91 条に規定する標識を取り付けているものをいう。）のうち、標識交付証明書の車種名にミニカーと記載されているものをいう。
- (3) 電動バイク 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、型式認定を取得している車両であって、次に掲げるものをいう。た

だし、検査済自動車にあっては、電動機が鉛電池によって駆動されるもの及び事業用自動車を除く。

ア 側車付二輪自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条第4号に規定する側車付二輪自動車)

イ 第一種原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、伊予市税条例第91条に規定する標識を取り付けており、定格出力が0.6キロワット以下のもの)

ウ 第二種原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、伊予市税条例第91条に規定する標識を取り付けており、定格出力が0.6キロワットを超え1.0キロワット以下のもの)

(4) 事業用自動車 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第6項に規定する貨物利用運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車(自動車リース事業者が貸渡しを行う場合も含む。)をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象となる電気自動車等は、当該補助金の申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象の車両となっていること。

(2) 使用の本拠又は主たる定置場が伊予市内であること。

(3) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」であること。

(4) リース又は残価設定型クレジットにより導入した車両でないこと。

(5) 導入する電気自動車等について、市が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

(申請者の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されている者又は市内に主たる事業所を有する法人であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当しない者であること。
- (4) 電気自動車等の購入者であり、申請車両の自動車検査証、標識交付証明書又は軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）の所有者及び使用者であること。ただし、次のア又はイのいずれかにより自動車検査証等の所有者及び使用者が一致しないときは、この限りでない。
 - ア 車両の所有権が留保された購入において、自動車検査証等の所有者が自動車販売会社又はローン会社等で使用者が車両購入者であり、自動車検査証等の使用者が申請者となるとき。
 - イ 法人による申請において、自動車検査証等の所有者が当該法人で、使用者が申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した当該法人の役員又は従業員等であり、当該法人が申請者となるとき。
- (5) 市が実施する地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るための調査や活動に協力できる者。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第5条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。この場合において、郵送又は電子媒体による申請書の提出は認めない。

- 2 申請の期間は、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付を受ける車両にあつては初度登録（届出）年月が属する月の月末から起算して1年以内とし、標識交付証明書の交付を受ける車両にあつては交付日が属する月の月末から起算して1年以内とする。

3 同一年度内において補助金の交付対象となる電気自動車等の台数は、申請者ごとに1年度につき1台とする。

(交付の決定)

第7条 規則第6条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定は、前条第1項の規定により提出された申請書を受け付けた順序により行うものとする。

2 規則第6条第3項に規定する通知は、規則第13条に規定する通知と併せて様式第2号により行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第15条第2項に規定する請求は、様式第3号により行うものとする。

(財産の処分等)

第9条 規則第18条ただし書きに規定する期間は、別表第2に定める期間とする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が規則第18条本文の承諾を受け、電気自動車等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第54号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助金の額	電気自動車	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において交付される補助金の額に 1 / 2 を乗じた額又は 25 万円のいずれか低い額
	ミニカー	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において交付される補助金の額に 1 / 2 を乗じた額又は 3 万円のいずれか低い額
	電動バイク	

別表第 2（第 9 条関係）

区分	処分制限期間
電気自動車	4 年
ミニカー	3 年
電動バイク	3 年